

# 市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き	連絡先
危険物取扱者免状、消防設備士免状、防火管理者証その他の各種免許・証票	免許等の所持者	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁防災局消防子一ム消防担当 (0857-26-7063)
登録電気工事事業者	登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁防災局消防子一ム消防担当 (0857-26-7063)
(知事の所管に属する)公益法人の定款あるいは寄附行為の変更	各法人	定款(寄附行為)の変更手続が必要です。ただし、変更箇所が市町村合併に伴う事務所の住居表示のみであれば、当該合併後に開催する総会(理事会等)で変更の上、県に対し届出を行ってください。(認可申請は不要)	各法人所管課
(知事の所管に属する)公益法人の登記事項変更届出	各法人	変更後の定款(寄附行為)とともに提出してください。	各法人所管課
(所轄庁が鳥取県となる)宗教法人の主たる事務所、従たる事務所及び代表員の住所	各宗教法人	規則の訂正を行った上で、登記事項変更届に変更後の規則を添付して県に対し届出を行ってください。ただし、認証申請の手続きは不要です。	県庁行政監察監公益法人・団体指導室 (0857-26-7884)
恩給受給者住所	恩給を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁総務部行政改革局福利厚生室 (0857-26-7042)
免税軽油使用者証及び免税軽油共同使用者証(軽油引取税)	交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3518) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3111) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9626) 県庁総務部税務課 (0857-26-7054)
特別徴収義務者証(軽油引取税)	登録を受けている方(証票の交付を受けている方)	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3518) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3111) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9626) 県庁総務部税務課 (0857-26-7054)
営業の開廃等の届出(軽油引取税)	届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3518) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3111) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9626) 県庁総務部税務課 (0857-26-7054)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き 住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	連絡先
法人の設立等届出書	県内に事務所等を設立した法人	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3515) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3109) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9622) 県庁総務部税務課 (0857-26-7053)
連結納税承認届出書	連結納税の承認を受けた法人	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3515) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3109) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9622) 県庁総務部税務課 (0857-26-7053)
法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書	法人税申告書の提出期限が延長された法人	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3515) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3109) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9622) 県庁総務部税務課 (0857-26-7053)
特別徴収義務者証(ゴルフ場利用税)	登録を受けている方(証票の交付を受けている方)	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3517) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3110) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9624) 県庁総務部税務課 (0857-26-7053)
営業の休業の届出(ゴルフ場利用税)	届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3517) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3110) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9624) 県庁総務部税務課 (0857-26-7053)
特別徴収義務者証(産業廃棄物処分場税)	登録を受けている方(証票の交付を受けている方)	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3518) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3111) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9626) 県庁総務部税務課 (0857-26-7053)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き	連絡先
最終処分場埋立処分業の休廃止等の届出（産業廃棄物処分場税）	届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。（更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。）	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3518) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3111) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9626) 県庁総務部税務課 (0857-26-7053)
届出書（県民税利子割）	届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。（更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。）	東部総合事務所県税局課税課 (0857-20-3515) 中部総合事務所県税局課税課 (0858-23-3109) 西部総合事務所県税局課税課 (0859-31-9622) 県庁総務部税務課 (0857-26-7054)
旅券（パスポート）の住所変更	旅券（パスポート）をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。（最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。）	県庁文化観光局交流推進課 (0857-26-7124) 中部総合事務所県民局企画総務課 (0858-23-3953) 米子パスポートセンター (0859-34-5941) 日野総合事務所県民局県民課 (0859-72-0321)
旅券（パスポート）申請	旅券（パスポート）を申請される方	（旅券（パスポート）発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄（抄）本は、合併前のものでも使用できません。この場合、申請書の本籍地・住所は合併後のものを記入してください。）	県庁文化観光局交流推進課 (0857-26-7124) 中部総合事務所県民局企画総務課 (0858-23-3953) 米子パスポートセンター (0859-34-5941) 日野総合事務所県民局県民課 (0859-72-0321)
特定非営利活動法人（NPO法人）の主たる事務所及び申請者の住所	各法人	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁企画部協働連携推進課 (0857-26-7070)
支援費制度（障害関係）指定サービス提供事業者の指定、許可	指定を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁福祉保健部障害福祉課 (0857-26-7157)
身体障害者手帳	身体障害のある方	住所変更の手続きは必要ありません。（次回申請で住所表示変更を行います。）	県庁福祉保健部障害福祉課 (0857-26-7152)
療育手帳	知的障害のある方	住所変更の手続きは必要ありません。（次回申請で住所表示変更を行います。）	県庁福祉保健部障害福祉課 (0857-26-7152)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き	連絡先
心身障害者扶養共済制度	加入者	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁福祉保健部障害福祉課 (0857-26-7866)
介護サービス提供事業者の指定、許可	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁福祉保健部長寿社会課 (0857-26-7860)
母子寡婦福祉資金貸付制度	貸付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁福祉保健部子育て支援総室母子・児童養護子一ム (0857-26-7869)
児童扶養手当認定証書	認定を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(年1回の現況届提出の際に住居変更の対応を行います。)	県庁福祉保健部子育て支援総室母子・児童養護子一ム (0857-26-7869)
薬事法に基づく薬局開設許可、医薬品販売業許可、配置販売業従事者身分証明書、医療用具販売業届出済証	許可証、身分証、届出済証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(本人の希望により、変更届が提出されれば、書換えを行います、許可証、身分証は、更新時に併せて手続きを行います。)	(窓口) 各総合事務所福祉保健局健康支援課(問合せ先) 県庁福祉保健部医療指導課 (0857-26-7203)
医療法に基づく病院、診療所開設許可	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁福祉保健部医療政策課 (0857-26-7173)
毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造、販売業登録	登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(本人の希望により、変更届が提出されれば、書換えを行います、登録の更新時に併せて手続きを行います。)	(窓口) 各総合事務所福祉保健局健康支援課(問合せ先) 県庁福祉保健部医療指導課 (0857-26-7203)
各種学校(保専、看護等)への住所変更手続き	届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	県庁福祉保健部医療政策課 (0857-26-7190)
看護職員修学資金貸付制度	貸付を受けている方、貸付金の返還の返還中の方、貸付金の返還猶予中の方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁福祉保健部医療政策課 (0857-26-7190)
麻薬取扱者免許、大麻取扱者免許、覚せい剤研究者の指定	免許証、指定証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(本人の希望により、変更届が提出されれば、書換えを行います、免許、指定の更新時に併せて手続きを行います。)	(窓口) 各総合事務所福祉保健局健康支援課(問合せ先) 県庁福祉保健部医療政策課 (0857-26-7190)
特定疾患医療受給者証	交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(年1回の受給書更新更新の際に住居変更の対応を行います。)	県庁福祉保健部健康政策課 (0857-26-7194)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	住所変更の手続は必要ありません。 (更新時に併せて手続きを行います。)	連絡先
被爆者健康手帳 (被爆者健康診断受診者証を含む)	所持者	新市町村設置に伴う手続き	<p>県庁福祉保健部福祉保健課 (0857-26-7145)</p> <p>東部総合事務所福祉保健局健康支援課 (0857-22-5694)</p> <p>中部総合事務所福祉保健局健康支援課 (0858-23-3142)</p> <p>西部総合事務所福祉保健局健康支援課 (0859-31-9317)</p> <p>日野総合事務所福祉保健局福祉保健課 (0859-72-2037)</p>
狩猟免状	交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。 (更新時に併せて手続きを行います。)	県庁生活環境部公園自然課 (0857-26-7872)
温泉利用許可、温泉成分揭示等届出	許可を受けている方、届出をしている方	住所変更の手続は必要ありません。	県庁生活環境部くらしの安心推進課 (0857-26-7185)
水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出	届出をしている方	住所変更の手続は必要ありません。 (ただし、変更したい旨の申出があれば、変更届出をしていただきます。)	<p>東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0857-20-3672)</p> <p>中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0858-23-3279)</p> <p>西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0859-31-9350)</p>
鳥取県公害防止条例に基づく汚水関係特定施設の届出	届出をしている方	住所変更の手続は必要ありません。 (ただし、変更したい旨の申出があれば、変更届出をしていただきます。)	<p>東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0857-20-3671)</p> <p>中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0858-23-3150)</p> <p>西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 (0859-31-9322)</p>
鳥取県版環境管理システム審査登録証	認定を受けている事業所等	住所変更の手続は必要ありません。 (毎年1回の定期審査による審査登録更新の際、変更するものとします。)	県庁生活環境部環境立県推進課 (0857-26-7875)
産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可、一般廃棄物再生事業者、小規模一般廃棄物焼却施設設置届出	許可及び登録を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。 (ただし、変更したい旨の申出があれば、変更届出をしていただきます。)	県庁生活環境部循環型社会推進課 (0857-26-7681)
鳥取県認定ケリーワン商品認定証	認定を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。 (ただし、変更したい旨の申出があれば、変更届出をしていただきます。)	県庁生活環境部循環型社会推進課 (0857-26-7564)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き 住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	連絡先
環境衛生営業六法に基づく営業許可 (旅館、興行場、公衆浴場)	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	東部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0857-20-3672) 中部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0858-23-3279) 西部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0859-31-9322)
環境衛生営業六法に基づく開設届(埋 容所、美容所、クリーニング所)	届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新申請時に併せて手続きを 行います。)	東部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0857-20-3672) 中部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0858-23-3279) 西部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0859-31-9322)
食品衛生法に基づく許可	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁生活環境部くらしの安心推進課 (0857-26-7284)
肥料登録の申請	普通肥料(知事登録)生産業 者	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁生活環境部くらしの安心推進課 (0857-26-7284)
肥料販売業務の届出	届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁生活環境部くらしの安心推進課 (0857-26-7284)
特殊肥料生産業者の届出	届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁生活環境部くらしの安心推進課 (0857-26-7284)
農薬販売業の届出	農薬販売者	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁生活環境部くらしの安心推進課 (0857-26-7284)
と畜場法に係る許可、食鳥処理法に係 る許可	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	東部総合事務所生活環境局生活安全課 (0857-20-3677) 中部総合事務所生活環境局生活安全課 (0858-23-3117) 西部総合事務所生活環境局生活安全課 (0859-31-9321) 県庁生活環境部くらしの安心推進課 (0857-26-7284)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き 住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	連絡先
化製場法に係る許可	許可を受けている方		県庁生活環境部くらしの安心推進課 (0857-26-7284)
浄化槽設置届出、浄化槽保守点検業者 登録	許可及び登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、変更したい旨の申出 があれば、変更届出をしていただきます。)	東部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0857-20-3671) 中部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0858-23-3148) 西部総合事務所生活環境局環境・循環 推進課 (0859-31-9322)
動物取扱業の登録	登録をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。(変更申請時に併せて手続きを 行います。)	東部総合事務所生活環境局生活安全課 (0857-20-3675) 中部総合事務所生活環境局生活安全課 (0858-23-3149) 西部総合事務所生活環境局生活安全課 (0859-31-9320)
特定動物の飼育許可	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(変更申請時に併せて手続きを 行います。)	東部総合事務所生活環境局生活安全課 (0857-20-3675) 中部総合事務所生活環境局生活安全課 (0858-23-3149) 西部総合事務所生活環境局生活安全課 (0859-31-9320)
宅地建物取引業免許証及び宅地建物取 引主任者証	所持者	住所変更の手続きは必要ありません。(旧名称による免許証、主任者 証で有効とします。ただし、新名称を希望する方に対しては、申請 に基づき対応します。)	県庁生活環境部住宅政策課 (0857-26-7411)
有機農産物等の認定	認定を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁農林水産部生産振興課 (0857-26-7649)
特別栽培農産物の認証	認証を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁農林水産部生産振興課 (0857-26-7415)
農業改良資金貸付制度	貸付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁農林水産部経営支援課 (0857-26-7260)
農協等の定款変更認可	農業協同組合、漁業協同組合、 森林組合、生産森林組 合、農業共済組合	変更後、速やかに変更認可申請書を農政課に提出してください。	県庁農林水産部農政課 (0857-26-7266)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き 変更後、速やかに届出書を農政課に提出してください。	連絡先
信用事業方法書の変更届出書	農業協同組合	変更後、速やかに届出書を農政課に提出してください。	県庁農林水産部農政課 (0857-26-7266)
農事組合法人の定款変更届出	農事組合法人	変更後、2週間以内に届出を農政課に提出してください。	県庁農林水産部農政課 (0857-26-7266)
家畜商の免許（家畜の取引に従事する者の変更を含む。）	免許を受けている方	変更後、速やかに登録変更申請書及び家畜商免許証書換交付申請書を畜産課に提出してください。	県庁農林水産部畜産課 (0857-26-7290)
土地改良区の定款変更	土地改良区	住所変更の手続は必要ありません。	県庁農林水産部耕地課 (0857-26-7321)
林業・木材産業改善資金の貸付	貸付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	県庁農林水産部林政課 (0857-26-7299)
林業種苗法に基づく生産事業者の登録	登録をされている方	合併後、住所変更が必要です。所定の書替交付申請書に必要事項を記入の上、各総合事務所農林局に1部提出してください。	県庁農林水産部森林保全課 (0857-26-7305)
林業種苗法に基づく配布事業者の届出	届出をしている方	合併後、住所変更が必要です。所定の配布事業変更届出に必要事項を記入の上、各総合事務所農林局に1部提出してください。	県庁農林水産部森林保全課 (0857-26-7305)
森林法に基づく林地開発行為の許可	許可を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	県庁農林水産部森林保全課 (0857-26-7304)
漁業権免許	免許を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。（なお、本人が住所表記変更に伴う書換を申請した場合は無料で行います。）	県庁農林水産部水産振興局水産課 (0857-26-7318)
漁業許可	許可を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。（なお、本人が住所表記変更に伴う書換を申請した場合は無料で行います。）	県庁農林水産部水産振興局水産課 (0857-26-7318)
漁業法に基づく企業の認可	認可を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。（なお、本人が住所表記変更に伴う書換を申請した場合は無料で行います。）	県庁農林水産部水産振興局水産課 (0857-26-7318)
漁船登録	登録をされている方	住所変更の手続は必要ありません。（なお、本人が住所表記変更に伴う書換を申請した場合は無料で行います。）	県庁農林水産部水産振興局水産課 (0857-26-7318)
遊漁船業登録	登録をされている方	住所変更の手続は必要ありません。（なお、本人が住所表記変更に伴う書換を申請した場合は無料で行います。）	県庁農林水産部水産振興局水産課 (0857-26-7318)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き	連絡先
小型船舶登録	登録をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。(なお、本人が住所表記変更に伴う書換を申請した場合は無料で行います。)	県庁農林水産部水産振興局水産課 (0857-26-7318)
鳥取県沿岸漁業改善資金貸付金	貸付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁農林水産部水産振興局水産課 (0857-26-7313)
鳥取県漁業研修支援資金貸付金	貸付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁農林水産部水産振興局水産課 (0857-26-7313)
建設業許可	許可を受けている方	許可通知書には住所は記載されていないため、住所変更の手続きは必要ありません。	県庁県土整備部県土総務課 (0857-26-7347)
道路占用許可書(国・県道)	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	県庁県土整備部道路企画課 (0857-26-7619)
不動産鑑定士(補)の登録(変更)	不動産鑑定士(補)	合併後、速やかに住所変更が必要です。所定の変更届出書に必要事項を記入のうえ、生活環境部景観まちづくり課に提出してください。(変更手続きに伴う手数料は無料です。)	県庁生活環境部景観まちづくり課 (0857-26-7372)
不動産鑑定業者の登録(変更)	不動産鑑定業者	合併後、速やかに住所変更が必要です。所定の変更届出書に必要事項を記入のうえ、生活環境部景観まちづくり課に提出してください。(変更手続きに伴う手数料は無料です。)	県庁生活環境部景観まちづくり課 (0857-26-7372)
河川占用許可書	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	県庁県土整備部河川課 (0857-26-7377)
砂防指定地内行為許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	県庁県土整備部治山砂防課 (0857-26-7819)
砂防設備等占用許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	県庁県土整備部治山砂防課 (0857-26-7382)
地すべり等防止区域内行為許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	県庁県土整備部治山砂防課 (0857-26-7819)
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	県庁県土整備部治山砂防課 (0857-26-7819)
採石業者登録	採石業者登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。)	県庁県土整備部治山砂防課 (0857-26-7384)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き 住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	連絡先
岩石採取計画認可及び変更認可	認可又は変更認可を受けている採石業者の方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁県土整備部治山砂防課 (0857-26-7384)
砂利採取業者登録	砂利採取業者登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁県土整備部治山砂防課 (0857-26-7384)
砂利採取計画認可及び変更認可	認可又は変更認可を受けている砂利採取業者	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁県土整備部治山砂防課 (0857-26-7384)
漁港占用許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(更新時や変更申請時に併せて 手続きを行います。)	県庁県土整備部空港港湾課 (0857-26-7405)
建築士事務所登録	登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁生活環境部住宅政策課 (0857-26-7391) 東部総合事務所生活環境局建築住宅課 (0857-20-3648) 中部総合事務所生活環境局建築住宅課 (0858-23-3236) 西部総合事務所生活環境局建築住宅課 (0859-31-9753)
県立高校等の住所変更手続き		住所変更の手続きは必要ありません。	県教育委員会高等学校課 (0857-26-7539)
国指定文化財に係る各種変更に伴う届出	所有者、地方公共団体等	合併後、20日以内に市町村教育委員会から県教育委員会文化財課 を絡めて文化庁に届出の必要があります。	県教育委員会文化財課 (0857-26-7525)
県指定文化財に係る各種変更に伴う届出	所有者、地方公共団体等	合併後、速やかにもしくは20日以内に市町村教育委員会を経由し て県教育委員会文化財課に届出の必要があります。	県教育委員会文化財課 (0857-26-7525)
自動車運転免許証	所持者	住所変更の手続きは必要ありません。(更新申請時等に併せて行いま す。ただし、書き換えを希望する場合は、各地区運転免許セン ター、警察署等において手続きをしてください。)	警察本部運転免許課 (0857-23-0110)
自動車保管場所証明書	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
自動車保管場所標章番号通知	交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
銃砲刀剣類所持許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(一斉検査時等の機会を利用し て行います。)	警察本部生活安全企画課 (0857-23-0110)

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き 住所変更の手続きは必要ありません。(所持許可の更新時に併せて行います。)	連絡先 警察本部生活安全企画課 (0857-23-0110)
猟銃・空気銃所持許可証	許可を受けている方		
警備業認定証	認定を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	認定証の交付を受けた警察署
古物営業許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	認定証の交付を受けた警察署
質屋営業許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	認定証の交付を受けた警察署
風俗営業許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	認定証の交付を受けた警察署
道路使用許可証	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
駐車許可証	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
通行禁止道路通行許可証	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
制限外(積載)許可証	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
制限外牽引許可証	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
設備外積載許可証	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
荷台乗車許可証	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
緊急通行車両事前届出証	事前届出済証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署

市町村合併に伴う住所の表記変更により必要となる手続き

件名	該当者	新市町村設置に伴う手続き	連絡先
通行禁止等除外車指定証	指定車証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	交付を受けた警察署
緊急自動車の届出	届出確認書の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	届出をした警察署
緊急自動車の指定	指定証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	届出をした警察署
道路維持作業用自動車の届出	届出確認書の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	届出をした警察署
道路維持作業用自動車の指定	指定証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	交付を受けた警察署
自動車運転代行業認定証	認定証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。(ただし、事業者等が自主的に変更届を提出することについては差し支えありません。)	交付を受けた警察署